

令和2年度昭和の森の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社塚原緑地研究所（以下「乙」という。）とは、令和2年3月23日付けで甲乙間で締結した「昭和の森の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第50条第3項の規定に基づき、令和2年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 この協定の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（委託料の額）

第2条 基本協定第50条第1項に規定する指定管理料の額は、63,245,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（端数の処理）

第3条 当該事業年度に係る指定管理料の額に12分の1を乗じて得た額に係る千円未満の端数については、最初の月次指定管理料に含めるものとする。

（疑義等の決定）

第4条 この協定に定める事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（利益等の還元方法）

第5条 基本協定第73条第3項で規定する利益の還元は、甲の発行する納入通知書により指定の期日までに納入するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷 俊人



乙 千葉市美浜区真砂3丁目3番7号

株式会社 塚原緑地研究所

代表取締役 塚原 道夫

